平成23年12月14日

再生債権者　各位

再生債務者　日本振興銀行株式会社
金融整理管財人　預金保険機構

再生計画認可の決定の確定のお知らせ

1．本日、再生債務者である日本振興銀行に係る再生計画認可の決定が確定しました。今後は、再生計画に従って、できるだけ早期に弁済を実施していく予定です。

2．日本振興銀行は、本年7月27日に東京地方裁判所に再生計画案を提出しましたが、10月25日、再生債権者に対する第一回目の弁済率を当初再生計画案の27%から39%に引き上げるよう一部変更したい旨の許可申請を提出しました。

3．これを受けて、本年11月15日に東京地方裁判所主催の債権者集会において、この一部変更が同裁判所により許可され、再生計画案が再生債権者の賛成多数により可決され、同裁判所により再生計画認可の決定がなされていました。

4．なお、再生計画に基づき、来年1月13日に日本振興銀行の発行済株式のすべては日本振興銀行が取得し、新規募集株式のすべては預金保険機構が取得する予定です。

以　上